

2024年12月24日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◇ 今回の対象者：すべての保険薬局
- ◇ 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に関する疑義解釈資料（その1）が示されました。
- ◇ 今回の疑義解釈は、情報通信機器を用いた服薬指導について示されています。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/101672/>

（令和6年12月19日付 日薬業発第345号）

日本薬剤師会

副会長 森 昌平

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に関する
疑義解釈資料の送付について（その1）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

保険医療機関等における資格確認方法の変更に伴う関連通知等の一部改正に関する通知の発出につきましては、令和6年12月5日付け日薬業発第321号にてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省保険局医療課より、保険医療機関及び保険医療療養担当規則等の一部改正に関する疑義解釈資料（その1）が別添において示されましたのでお知らせいたします。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、これら関係通知につきましては厚生労働省ホームページからも入手が可能であることを申し添えます。

○「令和6年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和6年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html